

審査請求のご案内

この案内を読む前に（重要）

行政機関は、例えば税金を賦課したり、施設の使用を許可したりといった法令に基づく様々な権限を行使しています。こうした権限の行使は、「行政処分」と呼ばれ、法令に基づいて行われるものですので、必ず根拠や理由があります。

行政処分に納得ができない場合には、まず行政処分を行った部署の職員に対し、なぜこのような内容となったのか説明を求めてみてください。職員の説明の中から問題解決の糸口が見つかるかもしれません。

職員から説明を受けてもなお納得できず、行政処分に違法または不当な点があるとお考えの場合は、このご案内にある「審査請求」をご検討ください。

審査請求って何？

審査請求とは、行政処分に違法または不当な点があるとしてその取消しを求めたり、市に対して申請をしたにもかかわらずいつまでも何の決定もされないときにその決定を求めたりすることができる制度です。

審査請求の結果、行政処分が違法または不当なものであると認められた場合は、その行政処分は取り消されることとなります。また、何の決定もしないことが違法または不当なものであると認められた場合は、行政機関はその申請に対して何らかの決定をすることとなります。

どんなことに対して審査請求できるの？

例としては、次のようなものに対する審査請求があります。

- 税金の滞納による給与の差押えを受けた。
- 保育園の入園が保留になった。
- 文書の公開を請求したら非公開とされた。

これらの行政処分は、主に書面で通知されますが、この書面には「誰に」「いつまでに」審査請求をすることができるか書かれています。これは「教示」と呼ばれるもので、審査請求をすることができるかどうかの目安となります。

【教示の例】

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

※教示がなかった場合でも、審査請求ができることがあります。その場合は、行政処分を行った部署の職員に審査請求をすることができるかお尋ねください。

審査請求をできないものがあるの？

審査請求は、違法または不当な行政処分に対して不服を申し立て、その取消しを求める制度です。そのため、職員の対応や市の制度に対して苦情を言いたいなど行政処分ではないものに対しては、審査請求をされても審査されませんのでご注意ください。また、謝罪を要求するなど行政機関に対し別の行為を求めることもできません。

審査請求は誰ができるの？

行政処分の取消しを求める審査請求ができるのは、原則として行政処分を受けた人です。直接行政処分を受けた人でなくても、行政処分に利害関係のある人であれば、審査請求をできる場合があります。

一方、申請に対する決定をしてほしい場合は、その申請をした人が審査請求することができます。

どちらの審査請求も代理人を立ててすることができます。

審査請求はどうやってするの？

審査請求をするためには、審査請求書を提出する必要があります。提出先は原則として情報公開や個人情報開示等決定に関するものであれば総務部市政情報課に、それ以外の行政処分であれば総務部総務課になります。なお、行政処分によっては、提出先が町田市でない場合がありますので、教示の内容を確認していただき、詳細は行政処分を行った部署にご相談ください。

審査請求書は、書面であれば手書きでもパソコン等で作成したもので構いませんが、書かなくてはならない事項が決められていますので、注意してください。

審査請求はいつまでにするの？

行政処分の取消しを求める審査請求は、原則として対象となる行政処分があったことを知った日の翌日から数えて**3か月以内**にする必要があります。ただし、3か月以内であっても、行政処分があった日の翌日から数えて**1年を経過している**と審査請求できないので、注意が必要です。

なお、天災などやむを得ない理由により手続きができなかった場合は、この期間を経過していても審査請求ができることがありますので、総務部法制課までご相談ください。

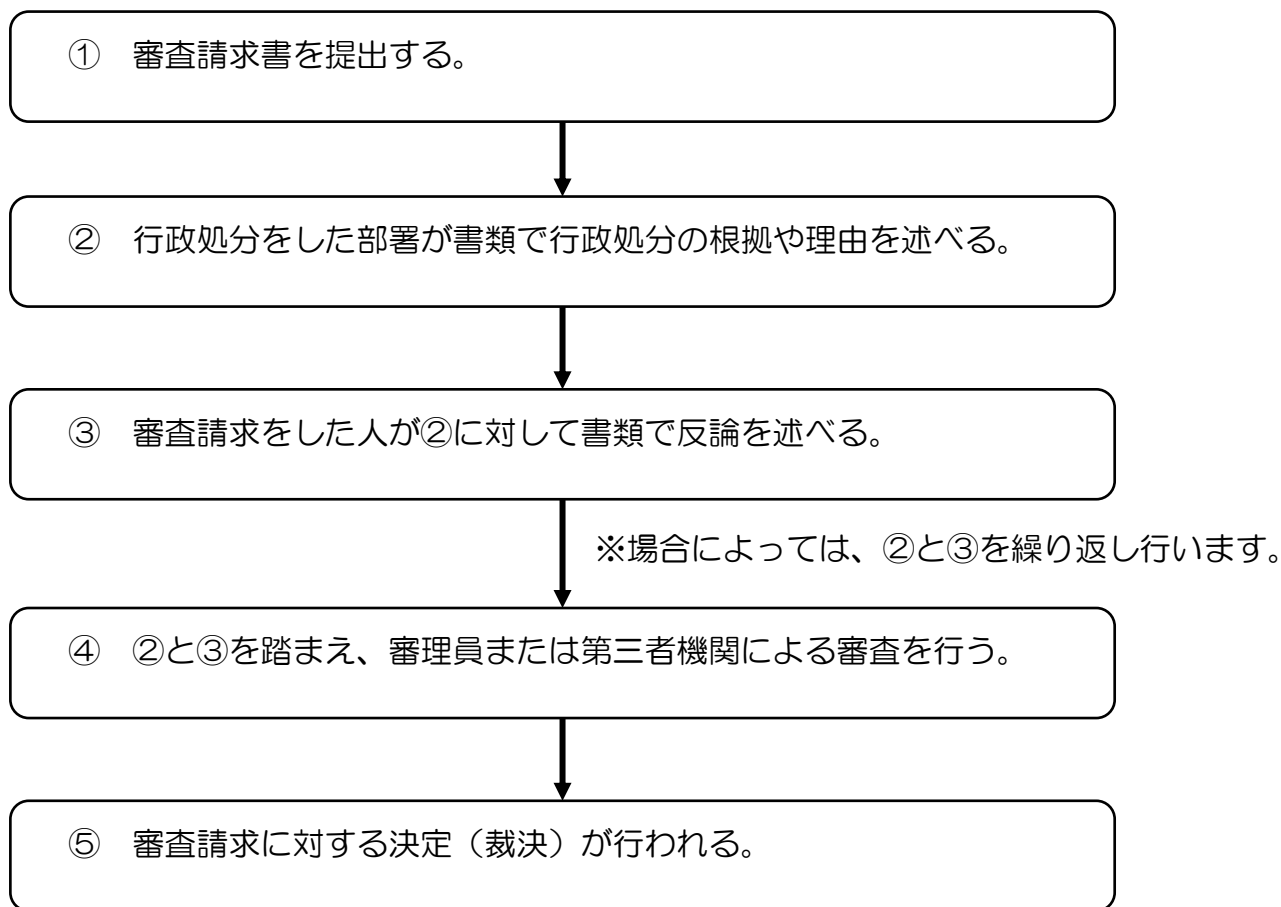
審査請求は、誰が審査するの？

審査請求の審査は、公正性・透明性を確保するため、行政処分に関与していない職員の中から指名された「審理員」と呼ばれる職員、または大学教授や弁護士などで構成される中立的な第三者機関である「行政不服審査会」が行います。審査の方法は、行政処分によって異なります。町田市の審理員は、総務部法制課長が担います。

それらの審査を踏まえ、審査請求に対する最終的な決定（裁決）を行います。

審査請求はどんな流れで審査されるの？

審査請求は、おおむね次のような流れで進みます。審査は、原則として書類でやりとりを行います。



審査請求にはどんな決定がされるの？

審査の結果、次のような決定（裁決）がされます。

- 「認容」⇒審査請求をした人の主張を認め、行政処分を取り消すべき理由があることです。この場合は、審査請求の対象となった行政処分は取り消されることとなります。
- 「棄却」⇒違法または不当な点がないとして、行政処分は取り消さないということです。
- 「却下」⇒審査請求書に書かなくてはいけない事項が書かれていない、審査請求できないことに対して審査請求をした場合など、審査の対象とならないということです。

審査請求書が提出されてから裁決がされるまでは、おおむね1年程度かかります（事案によっては、さらに時間がかかる場合があります）。

審査請求に関する問い合わせ先

- ・審査請求制度に関すること 総務部法制課（042-724-2506）
- ・町田市行政不服審査会に関すること 総務部市政情報課（042-724-8407）